

姫路市規則第 34 号

平成25年 6月24日

姫路市長 石見利勝

姫路市長等政治倫理条例施行規則を公布する。

姫路市長等政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市長等政治倫理条例（平成25年姫路市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(調査請求の手続)

第3条 条例第4条第2項に規定する調査請求（以下「調査請求」という。）は、調査請求をしようとする者の代表者（以下「調査請求代表者」という。）が、調査請求書を提出してしなければならない。

2 調査請求書には、調査請求をしようとする者及び調査請求代表者が署名（視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）及び押印をしなければならない。ただし、本人が署名することができない場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第8項の規定の例により委任を受けた者が代筆することができる。

3 法第74条第9項の規定は、前項ただし書の規定により委任を受けた者が代筆する場合について準用する。

4 法第74条第7項の規定は、調査請求のための署名を求める場合について準用する。

5 調査請求書の様式は、市長が別に定める。

(調査請求に関する代理人による行為)

第4条 市長等は、姫路市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）が条例第3条第1項に定める政治倫理基準に係る疑義に関し実施する調査におけるその一切の行為を代理人によってすることができる。ただし、審査会が条例第8条の説明を市長本人又は副市長本人に求めた場合は、この限りでない。

2 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

3 代理人がその資格を失ったときは、市長等は、書面でその旨を審査会に通知するものとする。

（審査会の委員）

第5条 条例第6条第2項に規定する社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者は、弁護士、公認会計士、税理士、大学教授その他市長が適当と認めるものとする。

2 委員は、その職務を遂行する上で、政治的に中立である立場を保持しなければならない。

3 委員は、その職務の公正さについて誤解を招くような行為をしてはならない。

（審査会の会長）

第6条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審査会の会議）

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が審

査会に諮って定める。

(審査会の庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務局において処理する。

(公表の方式)

第9条 条例第4条第6項の規定による調査報告書の要旨の公表は、公告その他適当な方法により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項（審査会の権限に属する事項を除く。）は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。